第５回中央闘争委員会／2012.4.19

2012 春季生活闘争
第５回中央闘争委員会「確認事項」

Ⅰ．最近の特徴的な動き

1.　取り巻く情勢について

○　政府は３月 30 日に、社会保障・税一体改革の関連法案を閣議決定し、今後国会での審議に入ることを決定した。政府・与党の考え方は、連合がめざす方向性とほぼ一致しており、与野党に対して今国会での成立を期するように求めていく。また公務員の労働基本権の回復については、２月 29 日に「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」が先行して成立した。連合が求める労働基本権の回復などを盛り込んだ国家公務員制度改革関連四法案については、いまだに審議されておらず、与野党に対して、国会での審議を開始するように強く求めていく。

○　内閣府の景気ウォッチャー調査では、３月の現状判断指数（ＤＩ）が前月比 5.9 ポイント上昇の 51.8 と２か月連続で上昇するなど、「景気は、持ち直している」とのまとめが発表されている。また２月機械受注統計では国内民需が事前予測を大幅に上回り、２カ月連続の増加となるなど、歴史的な円高が一服したことや、欧州金融不安の後退、震災復興需要が本格化していることなどが景気に好影響を与えていると言える。一方で、中東情勢の先行き不安などから原油価格は上昇しており、企業業績や景気に与える影響は注視が必要である。

2.　春季生活闘争の取り組み状況について

○　４月３日に「共闘推進集会」を開催し、中小労組の交渉のヤマ場を迎える中で、賃金カーブ維持と上積みの取り組みを徹底することや、非正規労働者の処遇改善の取り組みの強化などについて確認を行った。また今次春季生活闘争方針で掲げた地場共闘のさらなる推進をはかるべく、共闘体制をより一層強化し、情報共有の徹底による相場波及をさらに推し進めることなど、粘り強い闘争を最後まで進めることを誓い合った。

3.　回答状況について

○　４月６日時点で集約した妥結に至った組合数は 2,208 組合（1,824 千人）

である。このうち平均回答方式1,836組合の回答水準を見れば、加重平均で 5,187 円（1.78%）となった。昨年も回答を引き出した同一組合1,355組合の比較では、加重平均で5,251円（1.79%）で、昨年比で62円増となった。平均回答方式を取る中小労組1,077組合の回答は、加重平均は4,213円（1.66%）であり、昨年同一組合比較では100円増となった。

平均方式全体では、ほぼ昨年並みの回答引き出し水準であり、中小組合でも昨年を着実に上回った回答を引き出しているが、要求趣旨からは決して十分な内容とは言えず、「格差是正」「底上げ」をはかるために、未解決組合においては、これからの交渉で賃金カーブ維持相当分を最低限獲得すべく、闘争を展開していく。

○ パート・有期契約共闘会議の集約した時間給の改善状況（３月 30 日時点）は、115組合から報告があり、その改善額は時給15.85円（昨年11.84円）に上った。
時間給の改善については、昨年、一昨年を大きく上回る改善額を引き出し、底上げの役割を一定程度果たしたと考える。また、正社員との同時決着の進展や、新年度の労働条件は３月中に決着させるという取り組み組合数も増加しており、取り組みは着実に前進していると受け止める。

○ 労働協約に関する取り組み（３月 30 日時点）は、総実労働時間の縮減は前年比 499 組合増の 3,201 組合が取り組み、前年より 307 組合増の487組合が回答・妥結に至るなど大幅に増えている。なお、中小組合の月間60時間超えの割増率に対する取り組みは、86組合が割増率50%以上を求め、83 組合が妥結に至っている。60 歳以降の雇用確保については1,187組合が要求し、322組合が回答を引き出した。

Ⅱ．今後の闘争推進について

４月に入り交渉の中心が中小労組に移ってくる中で、連合として４月３日共闘促進集会をバネとして、４月９日～13 日を中小、地場組合の集中行動ゾーンとして回答を引き出し決着するよう取り組んできた。今後は、以下の取り組み内容に基づき、闘争を推し進めていく。

１．中小労組を中心とする中小共闘・地場共闘の推進

中小労組の今までの回答状況を見れば、加重平均全体としては昨年を着実に上回る回答となっているが、今後の交渉も困難な状況に置かれるものと

想定される。中小こそ人への投資が重要であることを強く主張した上で、第３回中小労働委員会で確認した妥結ミニマム基準を踏まえた回答獲得に向けて闘争を展開する。連合・地方連合会・産別は中小労組の闘争を支援していくこととする。

妥結ミニマム基準

①賃金カーブ維持相当分（定期昇給相当分）を妥結ミニマム基準とする。賃金カーブ維持相当分（定期昇給相当分）が著しく低い、または、賃金カーブ維持相当分の算定（定期昇給相当分）が困難な組合については、4,500 円以上とする。

②加えて、賃金改善分の獲得をめざす。

２．非正規労働者等の処遇改善に向けた取り組み

雇用労働者の 1/3 以上を占める非正規労働者の処遇改善に向けて、2012 パート・有期契約共闘で確認した４項目の取り組みの目安にのっとり、今までの集計結果も活用しながら、連合・地方連合会・産別が取り組みの支援を強化していく。

以　上

別紙１　2012 春季生活闘争　第４回集計総括表

別紙２　地方連合会「2012 春季生活闘争・地方共闘等での回答状況」